

第3回 栃木県宇都宮交通圏タクシー準特定地域協議会

【議事録】

平成28年3月14日(月)
14:00~15:00
整備振興会3階会議室

1. 開会及び資料確認

【鉢村専務】

定刻となりましたので、ただいまより、第3回の栃木県宇都宮交通圏タクシー準特定地域協議会を開催致します。本日はご多忙の中、関係者の皆様方には、ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

申し遅れましたが、私は、一般社団法人栃木県タクシー協会の専務理事を務めております、鉢村でございます。議事に入るまでの進行につきましては、事務局を代表しまして、私が務めさせていただきますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、本協議会につきましては要綱において「原則として公開とする」とされておりますので、本日も公開とさせて頂いております。

また、あらかじめ報道関係の方々にはお願いがあります。写真撮影については議事に入る前までは可といたしますので、ご理解よろしくお願い致します。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、『議事次第』でございます。続いて、構成員名簿、配席図と続き、

○資料1『特定地域の指定について』

○資料2『タクシー利用者の意向の把握等のアンケートの調査結果について』

○資料3『タクシー事業の活性化に係る取組み状況について』

【参考資料】

○準特定地域における適正と考えられる車両数について

○特定地域及び準特定地域の協議会に関する国土交通省としての考え方について

○栃木県宇都宮交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱

をご用意しております。ご確認下さい。不足等ございましたら、お申し出下さい。
よろしいでしょうか。

次に本日ご出席いただいております構成員の皆様方をご紹介させていただくところですが、大変申し訳ございませんが、議事進行の関係からお手元にお配りしております『構成員名簿』、『配席図』にかえさせていただきます。

また、前回もご説明させていただきましたが、改正法が施行されて国土交通省関東運輸局、栃木運輸支局の行政の方々は構成員から外れておりますが、本日はオブザーバーとしてご出席いただいておりますことをご報告申し上げます。

ここで協議会の成立についてですが、本日の協議会につきましては、構成員の過半数のご出席をいただいておりますので、準特定地域協議会設置要綱に基づき本協議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは議事に入らせて頂きます。ここからの進行については森本会長にお願いしたいと思います。森本会長よろしくお願いたします。

【森本会長】

本日は改正特措法施行後の準特定地域として、第3回目の協議会となります。

議題としましては、昨年12月25日付けで関東運輸局長から当協議会に対して通知のあった特定地域の指定について説明を頂きたいと考えております。その通知では「特定地域の指定に関する議論を行うにあたっては、特定地域に指定された場合における法的効果に鑑み、協議会において利用者の意向を十分に踏まえた上で議論が行われるように」との指示があり、事業者団体の栃木県タクシー協会が利用者アンケート調査を実施しましたので、資料2『タクシー利用者の意向の把握等の

アンケートの調査結果について』に基づき結果を説明していただき、

続いて、資料3『タクシー事業の活性化に係る取組み状況について』の説明をしていただき、その後に委員の皆様による協議を踏まえ、最終的に協議会として、特定地域の指定を希望するか否かの結論を出していきたいと考えております。

特定地域の指定を希望する場合は本年3月末日までに協議会において同意を得た上で、国土交通大臣あてに報告するよう求められておりますので、本日は各委員の皆様方に忌憚のないご意見をいただき、その上で、後程、指定の希望の有無について議決を取らせていただきたいと思いますと考えております。

それでは、議題1の説明を栃木運輸支局よりお願いいたします。

1. 特定地域の指定について

【久米】

関東運輸局栃木運輸支局の久米です。資料1の説明をいたします。

資料1、特定地域の指定について2Pをご覧ください。

1. 特定地域の指定

国土交通大臣は、直近年度末現在のタクシー車両数が適正車両数の上限値を上回っている準特定地域のうち、次の(1)から(6)のいずれにも該当する営業区域を特定地域として指定するものとする。ただし、日車營收が平成13年度と比較して増加している営業区域については指定しないものとする。

(1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。

(2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。

- ① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合が二分の1以上であること。

- ② 赤字事業者車両数シェアが3分の1以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。
- (3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。
- (4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。
- (5) 次の①から③のいずれかに該当すること。
- ① 日車營收又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。
- ② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
- ③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
- (6) 当該営業区域における協議会の同意があること。

この要件に該当するものとして、平成27年12月25日付け特定地域の指定について、7P、宇都宮交通圏が指定基準に適合しているとの判断になりました。

以上です。

【森本会長】

ありがとうございました。ただいまの説明に対しまして何かご意見ご質問はある方はよろしくお願いたします。

(意見無し)

2. タクシー利用者の意向の把握等のアンケート調査結果について

それでは次の議題であります「タクシー利用者の意向の把握等のアンケートの調査結果について事務局より説明をお願い致します。

【鉢村専務】

ご説明いたします。

それでは資料2『タクシー利用者の意向の把握等のアンケートの調査結果について』の資料をご覧ください。

先ほど、会長からもお話があったとおり、関東運輸局長の通知の中で「タクシー利用者の意向を十分踏まえた上で協議するように」ということでしたので、アンケート方式による調査を実施致しましたので内容について、ご報告致します。

資料2、タクシーに関するアンケート調査についてをご覧ください。

タクシーは鉄道、バス等とともに、我が国の地域公共交通を形成する重要な交通機関であるところ、タクシー事業を巡っては一部の地域において供給過剰の発生により、タクシー事業の収益基盤や運転者の労働環境の悪化等の諸問題が発生しており、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難な状況となっております。これらの諸問題に対処するため、平成21年10月1日より「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」が施行され、供給過剰状態にある地域においては、地域の関係者によるタクシー事業の適正化、活性化の取り組みが進められているところです。

今回のアンケートは、今後のタクシー事業の適正化、活性化を図る際に参考とさせていただきますと考え、実施致しました。

調査対象は宇都宮市、鹿沼市、栃木市、下野市、壬生町、上三川町の皆様に協力いただきました。200名の方に配布し、回答者数は134名でした。実施機関は平成28年2月1日～3月4日です。

回答者の属性につきましては、20歳代から80歳代を対象に表のとおりとなっております。2名の方については記載が無かったので反映されておられません。

また、男女別については、男性60.4%、女性39.6%でした。

問い1、タクシーを利用しますかについては、月に数回程度が全体の33.6%、あるいは年に数回程度利用するという回答が42.5%で多い状況でした。

問い2、主にどのような場合にタクシーを利用しますかについては、仕事が18.4%、買い物12.1%、通院26.2%、その他が31.9%でした。その他の内訳として多いのが、飲み会や懇親会ということでした。

問い3、主にどのような状況でタクシーを利用しますかという点については、急いでいる時21.6%、夜間など他の公共交通機関がない時32.1%、悪天候時19.4%でした。

問い4、よく利用する曜日を教えてくださいについては金曜日が24.7%と多い状況でした。複数回答が可なので154件の回答でした。

また、よく利用する時間帯を教えてくださいについては20時~23時が22.6%、これは飲み会などが多いものと考えられます。また8時~11時は23.4%と通院による利用が多いものと考えられます。

問い5、よく利用する金額はどれくらいですかについては1000円以下が20.9%、2000円までが34.3%、5000円までが31.3%という結果です。5000円以下の利用が多い状況です。

問い6、主にどのような方法で運賃を支払いますかについては現金が85.1%でした。クレジットカードやチケットも少数おりました。

問い7、どのような方法でタクシーを利用しますかについては、電話で呼ぶが43.7%、タクシー乗り場から乗るが29.1%、走行中のタクシーを停めて乗るが1

5. 2%でした。

問い8、タクシーを利用する際に重視する点はどのようなことですかについては安全性が25.1%、次いで丁寧な対応が24.7%でした。

問い9、普段ご利用になるタクシーのサービス水準についてどのように感じますかについて、非常によい10.4%、良い33.6%、ふつう38.8%でした。

問い10、タクシー乗車中に事故の危険を感じたことはありますかについて、あるが8.2%、ないが77.6%でした。

また、あると回答した人の中で、どのような場合に危険を感じましたかの問いには、2輪車の追い越し時、交差点での相手車両進入時、横道からの急な飛び出し、狭い路地でのスピードを出しすぎている時、急ブレーキ、脇道からの自転車の飛び出し、JR宇都宮駅からの深夜帰宅時のスピードの出し過ぎとなっています。

問い11、タクシー運転手の平均年収が全産業での平均を大きく下回っていることをご存じですかの問いに対して、知っている32.8%、知らない67.2%でした。

問い12、タクシー運転手の労働環境をご存じですかの問いについては、知っている58.2%、知らない41.8%でした。

問い13 タクシー運転手の平均年齢が現在58.7歳であることについてどう思いますかについて、若いドライバーが増えてほしい44%、年齢が高くてもかまわないが19.4%、どちらでもいいが35.8%でした。

問い14、タクシー運転手の女性比率が2.5%であることについて、どのように感じますかについては、少ないが84.3%、ちょうどよいが13.4%、多いが1.5%でした。女性ドライバーを少ないと感じる人が多いようです。

問い15、全国のタクシー会社の6割以上が赤字経営であることはご存じですかの

について、知っている7.5%、知らないが91.8%でした。

問い16、主にタクシーが非常に多いと感じる時間帯について、特になしが51.

5%、午後が30.6%、午前が7.5%でした。

また、多いと感じる場所は駅や宇都宮市内の大通りといった回答でした。

問い17、主にタクシーが少ないと感じる時間帯を教えてくださいの問いについて

特になしが81.3%、午前9.7%、午後9.0%でした。また、少ないと感じ

る場所は駅でした。

問い18、タクシー会社が法令違反をしているところを見たことがありますかの問

いに、見かけないが50.7%、見かけることがある38.1%、頻繁に見かける

が6.7%でした。

問い19、普及を望むタクシーサービスはどのようなものですかについては、UD

タクシー21名、ワゴンタクシー、ジャンボタクシー26名、電気タクシー等環境

に配慮したタクシー24名、スマートフォンのアプリを活用した配車サービス15

名、子育て支援タクシー18名、マタニティタクシー19名、バイリンガルタクシ

ー4名、乗合タクシー26名、空港等への定額タクシー18名、観光ガイドタクシ

ー29名、Wi-Fi8名、電子マネーやクレジットカードによる支払機器35名

の方がおりました。

問い20について、今後あればいいと思うサービスについてどのようなものですか

について、あがってきたものを掲載しております。内容的には高齢者に対する接客

サービスなどが多いです。資料のとおりとなっておりますので、ご確認ください。

問い21について、利用者としてどのようなことをタクシーに望みますかについて、

安全面はもとより丁寧な接客を望む声がありました。のちほど資料をご確認ください。

い。

このような結果を踏まえてタクシー業界として今後も取り組んで参りたいと思えます。

以上です。

【森本会長】

ありがとうございました。ただいま事務局より『タクシー利用者の意向の把握等のアンケートの調査結果について』ご説明がありましたが、ご意見やご質問がある方はよろしくお願ひ致します。

【森本会長】

一般的なアンケートに比べるとかなり回答率の高いものと評価している。

アンケート調査のやり方で2点確認したいのですが、タクシー利用者へはどのような方法でアンケートに協力してもらったのか。また回答者に観光客は含んでいるのか。

【鉢村専務】

宇都宮交通圏の市町、タクシー事業者、また宇都宮コンベンション協会に協力いただきました。また回答者に観光客は含んでおりません。

【森本会長】

ありがとうございました。私も週3、4回乗りますが、実態に即しているかなと感じます。地域によって若干の差はあると思いますが、概ねよろしいかなと思います。

2. タクシー事業の活性化について

続きまして、議題（3）タクシー事業の活性化に係る取組み状況について、事務局より資料3の説明をお願いいたします。

【鉢村】

昨年5月に開催した第2回協議会以降の活性化取組み状況について報告いたし

ます。

資料3をご覧ください。1P～3Pについては5月に説明したときと変更がありません。4Pをご覧ください。平成21年度から平成27年度の運転免許返納割引きについて統計しております。平成26年度が6565件に対して、平成27年度は平成28年1月末現在で6511件となっておりますので、例年を上回るペースで利用されております。

次に、UDタクシーの導入状況についてでございますが、平成27年度については3台を導入しており、現在までに22台となっております。

隣の乗務員等の研修をご覧ください。赤字部分が前協議会以降の取り組みでございます。まずは、UD研修については、平成27年度実施分で法人タクシー1回、23名の方が受講し、今までのトータル法人4回122名実施、個人タクシーについては61名全ての事業者が受講済みとなっております。

次に健康とコミュニケーションアップ研修についてですが、平成27年度実施分16回、371名の方が受講、今までのトータルで38回、1503名の方が受講しております。

また新たに、とちぎ観光ホスピタリティ研修ということで2回、89名が受講しており、外国人観光客受入環境向上に向けて取り組んで参ったところです。

5Pをご覧ください。顧客満足度調査については平成27年1月～12月までの統計として表のとおりとなっております。好印象の点については更に推進し、悪印象はしっかりとした改善を各社が図って参りたいと思います。

ドラレコの導入状況でございますが、3月末に調査をかけることから、数字は変更されておられません。ご了承ください。

6P～9Pについては変更ございません。

以上、タクシーが公共交通機関として健全に機能していくことを目標として、タクシー事業者は、本地域計画に基づく特定事業等の実施及びこれと相まって行う活性化策に取り組んできました。

しかしながら、適正と考えられる車両数と現有供給輸送力の乖離率については依然として高く、今後とも積極的に適正化対策を講じていく事が必要と考えます。

活性化としては、外国人旅行者の増加を好機と捉え、おもてなし対策を推進していく。2020年にはオリンピック・パラリンピック東京大会の開催もあることから創意工夫のある更なる取り組みが必要と考えます。

以上です。

【森本会長】

ありがとうございました。

ただいま事務局より第2回協議会以降の活性化に係る取り組み状況について報告がありましたが、何かご意見やご質問がある方はよろしくお願いたします。

【森本会長】

9Pをみると高齢化がかなり進んでおり、業界として大きな課題をもっている気がするが、例えば70歳以上の後期高齢者のドライバーもかなりいるのでしょうか。

【鉢村専務】

今、手持ち資料はありませんが、2100人ほど協会のドライバーがいるのだが、1150人以上は60歳以上であり、70歳以上についても100～200いると思う。非常に高齢化が進んでいる。

【森本会長】

給料なども全業界の6割程度しかない。若い人が入りにくい構造があると思う。

他になければ次に進みたいと思います。

4. 特定地域の指定の希望の有無について

【森本会長】

それでは、議題（４）『特定地域の指定の希望の有無について』、利用者の意向のアンケート結果、活性化に係る取組みの説明を踏まえまして、特定地域の指定に希望するか否かについて議論したいと思います。

それでは、ご意見がある委員の方はよろしくお願いいたします。

【濱田委員】

私も事業者として、特定地域の指定を受けたならば、しっかりやっていきたい。

【神山委員】

個人タクシー業界としましても特定地域や準特定地域から外れるような状況になるよう、また若い人が入ってくる為にも特定地域に指定されることが必要だと思う。

【森本会長】

ここに来るまでの間にも、皆さん熟考してのことと思いますが、意見が他になれば議決に入りたいと思います。その前に議決方法について事務局よりご説明をお願いいたします。

【鉢村専務】

それでは議決方法についてご説明いたします。

参考資料「栃木県宇都宮交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱」の４P（４）をご覧ください。

今回、特定地域の指定を希望するか否かの議決を行うに際して、

- ① 森本会長が合意していること
- ② 特定地域指定に合意するタクシー事業者が宇都宮交通圏内の営業所に配置する
タクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が宇都宮交

通圏内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

- ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員(労働組合)はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意していることとなります。

なお、議決についてですが、森本会長及びタクシー事業者以外の構成員におかれましては、合意、不合意について挙手にてお願いをしたいと存じますがよろしいでしょうか。

【交通規制課：菊地】

議決を挙手にてとのことだが、交通規制課としては協議会会長に一任したいと思います。

【森本会長】

それでは議決を行いますが、まず始めにタクシー事業者の意向について事務局より報告をお願いいたします。

【鉢村専務】

それでは、タクシー事業者の意向についてご報告いたします。

宇都宮交通圏には協議会構成員である法人タクシー事業者が(29者)、また、個人タクシー事業者が(61者)です。

全ての事業者に、この場で議決をとることが不可能であり、事務局で事前に全事業者に対し書面にて特定地域の指定を希望する、希望しない、の意向を確認するため調査を実施して回答を頂きました。

その結果、宇都宮交通圏の協議会構成員の車両数は、法人タクシー事業者が保有する一般タクシー車両(757両)、個人タクシー事業者(61両)、法人、個人の合計(818両)。

特定地域の指定を希望するとご回答頂いた車両数は、(450 両)、全車両数の
(55.0%)。

特定地域の指定を希望しないとご回答頂いた車両数は、(368 両)、全車両数の
(45.0%) です。

以上です。

【森本会長】

ありがとうございました。

ただいま事務局より報告がありましたが、

設置要綱に基づきますと、タクシー事業者については、特定地域の指定を希望する
タクシー車両数の合計が、宇都宮交通圏の協議会構成員であるタクシー事業者が配
置する車両数 (818 両) の過半数を超えましたので、特定地域の指定に合意する
との判断となりました。

それでは、タクシー事業者以外の構成員の議決をとらせていただきます。

なお、本日、欠席の構成員の方々につきましては、事前に会長一任との委任状を提
出いただいておりますことをご報告いたします。

また、先ほど栃木県警交通規制課については、会長一任と伺いましたので、その
ように扱わせていただきます。

それでは、特定地域の指定に関して、合意すると判断される構成員の方は、挙手を
お願いいたします。

(全会一致)

【森本会長】

ありがとうございました。合意の委員が過半数を超えましたので、

③のタクシー事業者以外の構成員につきましても合意するとの判断となりました。

その結果を踏まえまして、私も合意とさせていただきます。

よって、当協議会においては、「特定地域の指定」を希望することとなりましたので、

当該結果を国土交通大臣宛に報告させていただきます。

次に、今後の流れにつきまして、栃木運輸支局よりご説明をお願いいたします。

【久米首席】

それでは、今後の流れについてご説明致します。

本日の結果につきましては、事務局からの報告を受けまして、国土交通本省へ報告

させていただきます。その後、日程は未定ですが、運輸審議会への諮問を行い、地

域指定が妥当であるとの答申を得られた場合、国土交通大臣が特定地域として指定

することになります。

指定された場合につきましては、第1回目となります特定地域協議会を開催してい

ただき、設置要綱の承認や、新たに地域計画の作成に着手していただくことになり

ます。

以上です。

【森本会長】

ありがとうございました。最後にタクシー事業者を代表して、栃木県タクシー協会

の植原会長より一言お願いいたします。

【植原会長】

ただいま、協議会として特定地域の指定に合意することが決定しましたので、タク

シー事業者を代表しまして一言ご挨拶をさせていただきます。

この度、宇都宮交通圏が特定地域候補地に該当し、本協議会において皆様でご議論

をした結果、協議会として特定地域の指定を希望するとの結果となったわけですが、私ども、タクシー事業者としても、特定地域に指定された場合、速やかに特定地域計画の作成に着手していきたいと考えております。

今後、更なる適正化及び活性化を両輪として積極的に取り組み、タクシー事業が地域の公共交通として機能が発揮できるよう努力して参る所存でございますので、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

【森本会長】

ありがとうございました。

特定地域に指定された場合、速やかに特定地域計画の作成に向け検討を進めることとなりますが、この法律においては特定地域でも適正化はもとより、利用者数を増やす活性化を両輪で進めることが重要であると思います。

議決の結果、賛成と反対が両者ありましたが、皆さんが協力して少しでも良い利用環境作りをしていただきたいと思います。またタクシー事業が地域の公共交通機関としての機能を果たせるようにタクシー事業者はもとより関係の皆様と連携して、また、まちづくりと連携して盛りたてていただきたいと思います。引き続きよろしくお願い申し上げます。

次に議事（５）その他ですが、事務局から何かございますか。

【鉢村】

ただいまの議決結果につきまして、事務局より当協議会森本会長名にて国土交通大臣あて栃木運輸支局を經由して報告をいたします。

また、特定地域に指定された場合、森本会長と開催日程を協議のうえ、「第１回特定地域協議会」を開催したいと考えております。委員の皆様には、改めましてご通知申し上げたいと思いますので引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

【森本会長】

本日は長時間にわたり、活発なご議論を頂きまして誠にありがとうございました。

それでは、議事進行を事務局にお返しします。

【鉢村専務】

それでは以上をもちまして「第3回宇都宮交通圏準特定地域協議会」を閉会といたします。ありがとうございました。